

地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定等について

地域密着型（介護予防）サービス事業者については、介護保険法第42条の2第1項及び第54条の2第1項において市町村が指定すると規定されています。

次の事業所については運営法人から指定申請があり、新たに指定をしたものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	デイホーム善庵～みもみ～	習志野市 東習志野 1-7-17	株式会社 ゼンコー	地域密着型 通所介護	令和7年 11月1日	
2	ヒラックス習志野	習志野市 袖ヶ浦5- 7-5	合同会社 MW	地域密着型 通所介護	令和8年 1月1日	

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。次の事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	リハプライド・やちよ台	八千代市 八千代台 東1-17-2	株式会社 G.F.B	地域密着型 通所介護	令和8年 1月1日	
2	みもみのいし いさん家	習志野市 東習志野 5-23-1	有限会社 オールフォ アワン	地域密着型 通所介護	令和8年 2月1日	

令和8年3月26日
令和7年度第3回介護保険運営協議会資料
報告事項(3)

3	ならしの地域 福祉事業所ぬ くもり	習志野市 実叡2- 10-19 新 実叡ビル 1F	労働者協 同組合労 協センター 事業団	地域密着型 通所介護	令和8年 4月1日	
4	グループホー ムメタセ	習志野市 新栄1- 10-2	社会福祉 法人旭悠 会	(介護予 防)認知症 対応型共同 生活介護	令和8年 4月1日	